

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	仙台徳洲看護専門学校
設置者名	医療法人徳洲会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜・通信	71 単位 (2030 時間)	9 単位 (240 時間)	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<a href="https://sd-kango.jp">https://sd-kango.jp</a> →高等教育就学支援制度→機関要件→資料→実務経験のある教員等による授業科目の一覧表 (PDF)
---

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	仙台徳洲看護専門学校
設置者名	医療法人徳洲会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校運営協議会
役割	本校運営の円滑化および適正化を図るために学校運営に必要な事項について審議する。 学則第5章 会議、 各種要項9. 学校諸会議に関する要項8条、 内規⑱に定める

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
白百合女子大学 元学長	2024.6.1 ~ 2026.5.31	医療法人徳洲会 仙台徳洲会病院 元院長
学校運営協議会メンバー	2024.6.1 ~ 2026.5.31	Ⅱ 添付書類4 メンバー表参照
(備考) 外部委員として契約済、令和7年度は令和7年6月頃開催		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	仙台徳洲看護専門学校
設置者名	医療法人徳洲会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p>	
<p>1. 授業計画書(シラバス)の作成過程</p> <p>1) 授業前年度に講師に授業依頼</p> <p>2) 各講師より授業計画を受理</p> <p>3) 新年度開始まで学生便覧・シラバス(冊子)作成</p>	
<p>2. 授業計画(シラバス)作成・公表時期</p> <p>1) 授業計画には授業方法・授業内容・スケジュール・到達目標・評価方法の記載を確認</p> <p>2) シラバスは新年度開校時、新入生にデジタルにて配布 公表 ホームページに掲載済 <a href="https://sd-kango.jp">https://sd-kango.jp</a>→高等教育就学支援制度→機関要件 →資料2→2024 シラバス (PDF)</p>	
<p>授業計画書の公表方法</p>	<p>○「学生便覧」</p> <p>○「仙台徳洲看護専門学校 シラバス」</p> <p>○「希望者への送付」</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p>	
<p>1. 成績評価の基準は「学習の評価、進級及び卒業の認定に関する要項」の「学習の評価方法」「受験資格」「試験の出題及び採点」「各授業科目の成績(合格基準)」「追試験・再試験」「成績会議」「成績認定会議・卒業認定会議」「単位未取得時の進級」「卒業の認定」に関することを明記し実施</p> <p>1) 「学習の評価の方法」第2条：終講試験、評価の方法(講義の場合・実習の場合)</p> <p>2) 「受験資格」第3条：受験資格に必要な出席時間、補講・補習、試験時間や遅刻等</p> <p>3) 「試験の出題及び採点」第4条：試験の出題者と採点者、実習の評価表等</p> <p>4) 「各授業科目の成績」第5条：100点を満点とし、60点を以上を合格。次のような基準とする。</p> <p>優：100点～80点                      良：79点～70点 可：69点～60点                        不可：60点未満</p>	

<p>5) 「追試験」第6条：やむを得ない理由により、試験を欠席した者に対する試験に関すること</p> <p>6) 「再試験」第7条：試験及び追試験の点数が合格点に達しなかった者に行うことができる試験</p> <p>7) 「成績会議」第8条：学業成績と今後の指導方針に関する会議</p> <p>8) 「成績認定会議・卒業認定会議」第9条：進級や卒業の認定に関する会議</p> <p>9) 「単位未取得時の進級」第10・11条：単位未取得時の進級の可否と、再履修に関して</p> <p>10) 「卒業の認定」第12条：卒業認定の条件</p> <p>2. 「欠席に関する要項」において受験資格と関わるため、「やむを得ない理由による欠席」「忌引」「公欠」「欠課」などを明記</p> <p>1) 「やむを得ない理由による欠席」第2条：事前あるいは事後速やかに届出をし、掲げた事項に該当する欠席</p> <p>2) 「忌引」第3条：忌引きによる場合の欠席日数</p> <p>3) 「公欠」第4条：公休と認められるもの</p> <p>4) 「欠課」第5条：欠課の定義</p> <p>3. 具体的運用のため&lt;内規&gt;を作成し、学生指導に当たっている。</p> <p>4. 上記1・2・3については学生に学生便覧を通し示している。</p>	<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>1. 「学習の評価、進級及び卒業の認定に関する要項」(各授業科目の成績)第5条に基づき、授業科目ごとに各学生の成績(評点)を算出 各授業科目の成績は、試験及び実習の評価による点数で表し、100点を満点とし、60点以上を合格。次のような基準とする。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>優：100点～80点</td> <td>良：79点～70点</td> </tr> <tr> <td>可：69点～60点</td> <td>不可：60点未満</td> </tr> </table> <p>2. 各授業科目の平均点を提示し、学生に試験(評定)の返却を実施</p> <p>3. 実施した結果(上記1・2)を年度末にまとめ、学生又は保護者に返却</p> <p>* 「客観的な指標に基づく成績の分布を示す指標」添付資料参照</p>	優：100点～80点	良：79点～70点	可：69点～60点	不可：60点未満
優：100点～80点	良：79点～70点				
可：69点～60点	不可：60点未満				
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>○ 「学生便覧」</p> <p>○ 入学時保護者オリエンテーションと保護者会「配布資料」と「資料に基づく説明」</p> <p>○ 「希望者への送付」</p>				

<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>&lt;ディプロマ・ポリシー&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生命の尊重と人間の尊厳を基調とした豊かな人間性を高めることができる</li> <li>2. 看護師としての社会的責任を自覚し、倫理的な判断を基に看護を実践することができる</li> <li>3. 対象を個別的に理解するための基礎的知識・技術・態度を身につけることができる</li> <li>4. 看護の実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を身につけることができる</li> <li>5. 科学的根拠に基づき、健康状態やその変化に応じた看護を実践することができる</li> <li>6. 保健医療福祉チームの一員として多職種と連携・協働し、積極的に看護の役割を果たすことができる</li> <li>7. 看護の質の向上をめざして自己教育力を身につけることができる</li> </ol> <p>&lt;求める学修成果と卒業の認定&gt;</p> <p>上記3・4・5・6：基礎分野、専門基礎分野や専門分野の講義により学び、臨地実習において、講義での学習を統合させ技術を対象者に応用させる。評価について、講義においては試験、臨地実習においては知識・技術・態度面の評価を行う。</p> <p>上記1・2：看護師として幅広い対象者との関係性を気付き、看護職業人として職業倫理を遵守する力を身につける。学内生活や臨地実習において、他者を尊重する態度、試験での不正行為や剽窃行為を行わない倫理的行動を評価する。</p> <p>上記全項目：3年間を通し、ディプロマ・ポリシーがどの程度達成できたかの、学生による自己評価と合わせて卒業時到達度を評価する。</p> <p>&lt;卒業の要件&gt;&lt;卒業判定の手順&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 卒業の要件：「学則」（卒業の認定）第21条 3年間以上在学し、学則に定める単位数を取得した者 ただし、欠席日数が出席すべき日数の三分の一を超えるものについては卒業を認めない。</li> <li>2. 卒業判定の手順：「学習の評価、進級及び卒業の認定に関する要項」（成績認定会議・卒業認定会議）第9条 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 1・2年次学年末に成績認定会議開催 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 1・2年次の出席すべき日数および欠席日数の確認</li> <li>(2) 1・2年次で開設される授業科目とその単位認定についての審議</li> </ol> </li> <li>2) 単位未取得の場合の進級の審議</li> <li>3) 3年次学年末に卒業認定会議開催 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 3年次の出席すべき日数および欠席日数の確認</li> <li>(2) 3年次で開設される授業科目とその単位認定についての審議と認定の可否</li> <li>(3) 3年間の出席すべき日数および欠席日数の確認</li> <li>(4) 3年間で開設される授業科目とその単位認定についての審議と認定の可否</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>	
<p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「学生便覧」</li> <li>○入学時保護者オリエンテーションと保護者会 「配布資料」と「資料に基づく説明」</li> <li>○「希望者への送付」</li> </ul>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	仙台徳洲看護専門学校
設置者名	医療法人徳洲会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	官報にて公告
収支計算書又は損益計算書	官報にて公告
財産目録	官報にて公告
事業報告書	官報にて公告
監事による監査報告（書）	官報にて公告

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	2930時間／107単位	2010時間/84 単位	単位時間 /単位	920時間/23 単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			2930単位時間／107単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
150人		137人	0人	12人	0人	12人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 授業計画（シラバス）に授業方法・授業内容・スケジュール・到達目標・評価方法の記載 1年次：41単位（1025時間）、2年次：41単位（1085時間）、3年次：25単位（820時間）の授業展開を実施している。
成績評価の基準・方法
（概要） 成績評価の基準は「学習の評価、進級及び卒業の認定に関する要項」の「学習の評価方法」「受験資格」「試験の出題及び採点」「各授業科目の成績（合格基準）」に基づき、実施評価は各授業科目の授業終了時に行うことを原則とし、授業科目担当教員が適当と認める方法により実施。「受験資格」は実施した授業時間数の2/3以上出席したものとす。「各授業科目の成績」は100点を満点とし、60点を合格。次のような基準とする。 優：100点～80点 良：79点～70点 可：69点～60点 不可：60点未満
卒業・進級の認定基準
（概要） 卒業・進級の認定は「学則第21条」、「学習の評価、進級及び卒業の認定に関する要項」「成績会議」「成績認定会議・卒業認定会議」「単位未取得時の進級」「卒業の

<p>認定」に基づき実施</p> <p>「卒業」は3年以上在学し、本校教育課程に定める単位数を取得した者について卒業を認める。ただし、欠席日数が出席すべき日数の三分之一を超えるものについては卒業を認めない。</p> <p>「進級」は各学年で開設される授業科目とその単位数を取得した者について進級を認める。</p>
<p>学修支援等</p> <p>(概要)</p> <p>個別指導重視という観点から、教員の少人数個別指導体制をとっている。個別指導では一年間教員が担当し、学習面・進路・生活面・健康面の個別指導を行う体制をとっている</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
48人 (100%)	2人 ( 4.2%)	45人 ( 95.8%)	1人 ( %)
(主な就職、業界等) 医療業界 助産師資格取得のための進学			
(就職指導内容) 就職先機関の情報収集や情報提供、就職先決定における相談、助言および指導			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験受験資格 98%			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
144 人	4 人	2.8%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個別指導の強化、保護者との情報交換、学生相談カウンセラーの活用		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	270,000 円	360,000 円	100,000 円	その他：実習費
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページにて公表 <a href="https://sd-kango.jp">https://sd-kango.jp</a>		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 教育活動その他の学校運営の改善につなげることを基本として行う。 教育活動に対する教員の自己評価 (結果) と保護者への外部アンケート結果を参考に、教育活動を評価し、推進と課題を検討した。また、保護者が参加した学校関係者評価委員会の場で報告を行い、委員との意見交換を行った。令和5年度の委員会では具体的な意見は出されなかった。今後さらに学校関係者評価委員会を発展させるため、学校運営協議会という名称での組織を検討し、内規を改定した。メンバーを保護者、卒業生、地域の教育機関、地域住民、顧問弁護士に拡大し、幅広い意見をもとに学校運営を行っていく。		
<p>&lt;主な評価項目&gt; 「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針作成検討会報告書」を参考に項目を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育理念、目的、目標に関すること</li> <li>・教育課程運営に関すること (履修方法、単位認定、臨地実習 等)</li> <li>・授業、学習、評価に関すること</li> <li>・経営、管理に関すること (納付金、学生生活への支援、施設設備、学校に関する情報提供、個人情報管理、危機管理 等)</li> <li>・卒業、進路に関すること</li> <li>・地域への情報発信に関すること</li> <li>・その他学校への思いなど</li> </ul>		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
茂庭台市民センター	2024.6.1～2026.5.31	館長
白百合女子大学元学長	2024.6.1～2026.5.31	医師
茂庭台学区町内連合会	2024.6.1～2026.5.31	会長

東京第一弁護士会	2024.6.1～2026.5.31	弁護士
在校生保護者	2024.6.1～2026.5.31	保護者
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページにて公表 <a href="https://sd-kango.jp">https://sd-kango.jp</a>		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページにて公表 <a href="https://sd-kango.jp">https://sd-kango.jp</a>
---